

平成26年第1回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成26年2月17日)



## 平成26年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成26年2月17日(月)

告示年月日 平成26年2月10日(月)

招集の場所 大谷処理場 会議室

開 会 平成26年2月17日(月) 午後2時00分

閉 会 平成26年2月17日(月) 午後3時45分

### 出席議員(14名)

1番	吉元善宏	2番	中野重高
3番	呉羽真弓	4番	曾我千代子
5番	大倉博	6番	前出茂
7番	坪井久行	8番	三原和久
9番	北猛	10番	西岡努
11番	籠島孝幸	12番	新田晴美
13番	西岡良祐	14番	杉浦正省

### 会議録署名議員

5番	大倉博	6番	前出茂
----	-----	----	-----

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	木村要	理事(木津川市長)	河井規子
理事(笠置町長)	松本勇	理事(和束町長)	堀忠雄
理事(南山城村長)	手仲圓容		
会計管理者(精華町会計管理者)	安岡誠		

### 事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

## 議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第 1 号 相楽郡広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第 5 議案第 2 号 相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 3 号 平成 2 5 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 7 議案第 4 号 平成 2 5 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 8 議案第 5 号 平成 2 6 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件
- 第 9 議案第 6 号 平成 2 6 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件

## 平成26年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成26年2月17日(月)

大谷処理場 会議室

(午後2時00分 開会)

議長 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本定例会には、傍聴の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

平成26年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、各市町村議会での活動など、公私極めて御多用の中、御出席賜り厚く御礼を申し上げます。2月も半ばを過ぎ、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ厳しく、先般の大雪で木津川市・相楽郡において被害をもたらしました。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

さて、議員の皆様には3月議会を控え、公私極めて御多用のところ御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。今定例会に提出されます案件は、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算など、極めて重要な案件が提案されます。慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に御協力を賜りますよう、あわせてお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、代表理事から挨拶を受けたいと思います。

代表理事、どうぞ。

木村代表理事 皆さん、こんにちは。

代表理事を仰せつかっております木村でございます。開会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、平成26年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かと御多用の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

平素は当組合の運営に格別の御理解、御協力を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国の景気は穏やかながら回復を続けており、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の影響も受けまして、穏やかな回復が続いていると、このように見られております。御承知のとおり、現在、国会では一般会計の総額が9兆5,000億円余りに上

る来年度予算案が審議されております。デフレ不況からの脱却、経済再生と財政健全化を合わせまして、それを目指す予算であり、平成25年度の補正予算と一体として、日本の競争力の強化につながる未来への投資や、生活の基盤を守る暮らしの安全・安心といった事項に予算を重点化されております。

また、構成市町村の財政は、地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等によりまして、引き続き非常に厳しい状況が続いております。

このような中、財源の約78%が構成市町村の分担金であり、本組合としましては、事務の効率化を図りながら効果的な組合運営を目指し、さらなる経常経費の徹底した節減による歳出を抑える一方、し尿処理事業を中心に消費生活センター、休日応急診療所の運営など、地域住民の期待に的確にこたえられるよう各種事業に取り組んでいるところでございます。

それではここで、昨年11月18日に開催をいたしました定例議会以降の本組合の主な内容について、御報告申し上げます。

初めに、し尿処理業務につきましてでございます。し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗によりまして年々減少しており、平成25年12月末現在で、し尿は前年比、約8.2%、浄化槽汚泥は前年比3.0%と、それぞれ減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる「合特法」といってあるわけでありまして、その趣旨を踏まえた措置として、し尿、浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託して、業務を遂行しているところでございます。

ここで、去る1月15日に放流水の水質のうち、生物化学的酸素要求量、いわゆるBOD値が自主基準値を超過いたしましたことでございます。大谷処理場放流水BODの自主基準値は「10」でございますが、「15」となったものでございます。自主基準値は超過したものの、京都府の水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例、いわゆる上乘せ排水基準ではありますが、これは「20」、これは超過をしておりますけれども、我々としては委託をしているのは「10」ということでありますので、これからもこのことについては組合としても慎重に、そして厳しくこのことに対応していきたいと、先ほどの理事会で確認したところでございます。

ただし、当組合といたしましても、測定データの適正管理を徹底させていきたいと考えており、なお詳細は後ほど行政報告において事務局長から報告をさせます。

また、大谷処理場の長寿命化に向けての検討でございますが、昨年5月から市町村衛生課長会議において議論がなされ、報告書として取りまとめられ、1月20日の定例理

事会において確認したところでありますが、引き続き適正な管理体制について具体化を検討していきたいと考えております。

なお、この報告書の内容につきまして、後ほど行政報告において事務局長から報告をさせます。

次に、消費税率改正に伴いますし尿くみ取り手数料の改正についてでございます。し尿くみ取り手数料は、現行10リットル当たり110円でございます。その中に消費税が含まれているものでございます。これまでの間、各市町村衛生課長会議で議論を進めてまいりました。原価計算の見直しを初め、し尿くみ取り手数料の徴収方法がし尿くみ取り券であること、これらを総合的に考慮した結果、平成26年4月に改正は行わないことといたしました。今後もこれに向け、検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

なお、去る10月7日には、し尿収集運搬委託業者との会議を開催するとともに、1月30日には委託業者代表であります株式会社クリーンサービス山城の代表者と協議をし、平成26年4月の改定は行わず、平成27年10月に向けて検討していくことで協議が整ったところでございます。

次に、消費生活センターについて、御報告申し上げます。本年度12月末現在での相談件数につきましては、370件、1日平均2件の相談でございます。前年と比較しますと、40件、12.1%増となっております。相談内容につきましては、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向であり、出会い系サイト、ワンクリック請求といった相談、また、健康食品の送りつけに関する相談も多くなってきております。

また、本年度は、各市町村のイベントに本センターのブースを出展させていただき、無料1日消費生活相談とあわせて本センターのPRを行ってまいりました。消費者啓発でございますが、本年度も自立した賢い消費者の育成を目指し、10月から11月にかけて消費生活講座を4回開講し、延べ84人の方の参加をいただきました。

また、悪質商法等に関する意識を高め、消費者被害を防止するために、消費生活出前講座を本年2月までに14回、630人の方々を対象に実施をし、3月には木津南中学校の2年生、163人を対象に実施する予定となっております。

なお、消費生活における事業の大半は、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用させていただいておりますが、1月17日、満額の615万2,000円の交付決定があったところでございます。

次に、ふるさと市町村圏振興事業についてでございますが、今年度のシンポジウムにつきましては、「相楽地域のまちづくりを考える」というテーマで、来る3月9日、日曜日に相楽会館大ホールで開催を予定しております。

最後に、休日応急診療所についてでございます。本年度12月末現在での受診者数は

417人で、1日当たりの受診者数を平均しますと、8.2人です。しかし、1月以降、インフルエンザの流行等により受診者が増加し、2月9日までの受診者数は160人、1日当たり平均16人が受診されております。

以上が、今日までの経過でございます。

さて、本定例会に提案いたします議案は、平成26年度一般会計予算及び特別会計予算等6件でございます。慎重審議の上、可決いただきますようお願いを申し上げます。諸報告とかねて御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議長において指名をします。

5番、大倉博議員、6番、前出茂議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月7日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、行政報告の件を議題とします。事務局から行政報告を受けます。

事務局、どうぞ。

福田事務局長 事務局長の福田でございます。代表理事にかわりまして私のほうから2点、行政報告をさせていただきます。

まず1点目は、大谷処理場における放流水の生物化学的酸素供給量BODの自主基準超過について報告をいたします。本日、お手元にお配りをしましたA4ホッチキスどめの資料をごらんいただきたいと思います。

本事案の判明日は2月5日の水曜日で、その放流水の採取日は1月15日でございます。当組合が大谷処理場として定めております放流水のBODの自主基準値は10mg/でございますが、水質分析機関でございますクリタ分析センター株式会社による測定値は、15mg/であり、自主基準値を超過したものでございます。

なお、法に基づきますBODの規制値、すなわち水質汚濁防止法では、一律排出基準が120mg/とされておりますが、法律の規定を受けました京都府の水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例、いわゆる上乘せ条例では20mg/とされ、大谷処理場は

この京都府条例の基準が適応されるものということでございます。よって、今回の放流水の異常につきましては、幸いにも水質汚濁防止法上で基準は順守しているものでございます。

現場の対応といたしましては、放流を1月14日、15日の二日間、停止をしておりました。原因でございますが、1月11日土曜日から13日の月曜日の祝日にかけての連休の自動運転中に、運転をコントロールする機器であります、いわゆるpH計の不具合によりまして、誤ったプログラム制御により約20時間運転がなされたこと、さらには、休日の無人運転中であったことによりまして、施設の委託業者であります京都南部環境事業組合の職員の初動体制に遅れが生じたというふうに考えているところでございます。

次に、周辺への環境影響でございますが、先ほども申し上げましたとおり、京都府の上乗せ排出基準を下回っておりますことから、現時点におきまして環境に著しい影響を与えた可能性は少ないものと考えている所存でございます。

今後の対策でございますが、不具合のある機器の更新を行いますとともに、休日の自動運転中にありましては、委託業者の職員による1日2回の巡回を行うことにより、早期に発見し、初動対応のおくれが生じないように取り組みを進めるとともに、本組合におきましても、指導並びに監督を徹底してやっていきたいと、そのように考えておるところでございます。

なお、京都南部環境事業協同組合理事長に対しましては、2月6日付で代表理事名で文書にて改善命令を行いましたところ、一昨日であります2月14日付で理事長より改善命令に対する原因に係る報告書及び是正対策改善措置計画書が提出されました。今回の事故を受けまして、今後速やかに代表理事名で京都府山城南保健所長あて、廃棄物処理法第21条の2第1項の規定による事故時措置届出書を提出する予定でございます。

最後に、その後のBODの値でございますが、現場による自主分析結果では、1月23日の値が6mg/、1月30日の値が3mg/、2月5日の値が2mg/であり、また、2月5日のクリタ分析センター株式会社によります測定結果の速報値におきましても1.4mg/であり、自主基準値を大きく下回る値を、私どもは確認をしておりまして、その後の処理につきましては適正に処理ができているものと確認をしているところでございます。

また、2枚目にはクリタ分析センター株式会社の計量証明書を添付しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

この件につきましては、以上でございます。

それでは続きまして、相楽郡広域事務組合大谷処理場の長寿命化に向けての検討結果報告書につきましては、その概要を報告いたします。事前にお配りをさせていただいてお

りましたグリーンの表紙のそちらの報告書、こちらのほうを御用意いただきたいと思  
います。

本報告書につきましては、大谷処理場の老朽化が進んでおりますことから、長寿  
命化に向けた今後の方向性を検討いたすために、昨年5月から今年1月にかけて  
構成市町村衛生主管課長会議により検討をし、取りまとめたものでございま  
す。検討に当たりましては昨今のし尿処理場を取り巻く国の動向を初め、本圏  
域におきます生活排水の状況や先進地の状況、さらには過去に担当課長会  
議で取りまとめられた報告書などを考慮いたしまして取りまとめられたも  
のでございます。

本報告書は1、初めに、2、大谷処理場の現状、3、改修方針、4、具体的  
な回収方法の検討、5、まとめの5つの柱で構成しております。

まず、1ページの下段から2ページにかけて、2、大谷処理場の現状を掲  
載してございます。2ページの8行目以降に記載しておりますけれども、下  
水道計画のない笠置町及び南山城村や木津川市、和束町及び精華町にお  
きましては、下水道計画がござい  
ますものの下水道未整備区域のし尿浄化槽の処理が必要となっている  
ことから、本圏域にし尿処理施設は今後も欠かせない施設という位置づ  
けてございます。

次に、2ページの中段でござい  
ます。ここでは3、改修方針をお示しをしております。  
まず、3ページ、4ページのA3両面をごらんいただきたいと思  
います。

改修方法の決定に当たりましては、  
番から 番まで6つの改修方法について改修内  
容、課題、実現性及び効果をそれぞれ洗い出した上で、さまざまな角  
度から検討を加えました。その結果、  
搬入量の減少に伴い、現行の処理方式で規模を縮小する、または  
搬入量の減少に合わせて規模は縮小するが、脱水汚泥を焼却処理を  
せずに陸上処分するという内容が現時点ではより現実的ではあるとい  
う結論に達しまして、改修方針とし  
ての または を選定したものでござ  
います。

5ページをお開きください。4、具体的  
な改修方法の検討でござい  
ますが、先ほどの改修方針で選定  
しました2つの方法について、概  
算費用を算出したものでござ  
います。その条件といたしまし  
ては、中段の(1)から(3)に  
ありますとおり、長寿命化の期  
間を15年とし、イニシャルコ  
ストと15年間のランニングコ  
ストとの総額を概算事業費と  
して算出いたしました。その  
結果、6ページの表1にお示し  
をしまして、改修方法 の  
場合は、合計欄の記載のと  
おり28億2,450万円。改  
修方法 の場合は28億650  
万円となりまして、延命化を  
しない場合、いわゆる改修工  
事をしない場合につきましては  
34億4,112万円というよう  
な試算をしております。

なお、延命化に当たりましては、  
単なる延命化ではなく、省エネ  
などのCO<sup>2</sup>削減に資する機能  
向上が可能な場合につきましては、  
国の循環型社会形成推進交付  
金の交付対象となりますけ  
れども、今回のこの報告書で  
は概算事業費にはこの交付金  
のことは考慮

をいたしておりません。

7ページをごらんください。5、まとめといたしまして整理を図ってございます。

1点目は、今後はさらに環境に考慮した、より効果的、効率的な新しい技術開発がなされてくると考えられますことから、引き続き研究をしていくということでございます。

2点目は、これらの維持修繕にかかる費用だけでなく、大谷処理場の委託業務についても人員配置の適正化と薬品等の購入についても見直しを行い、ランニングコストの削減など、適切な管理計画のもとに運転管理をしていくことが求められる。

3点目は、将来的に現施設は老朽化により使用困難になることが確実なため、次の将来計画について平成26年度からコンサルタントを入れて実施に向けた具体的な検討を進めていく必要があるという形でまとめてございます。

また、冒頭、代表理事の挨拶にもありましたとおり、去る1月20日の定例理事会におきまして、この本報告書の内容を確認を行ったところでございますが、今後も引き続き適正な管理体制について具体化を検討してまいりたいと考えております。この考え方に基づきまして、平成26年度には、3年ごとの精密機能検査と合わせまして施設整備基本構想策定業務の予算化をお願い申し上げている予定でございます。

以上、行政報告といたします。

議長　　これで行政報告を終わります。

日程第4、議案第1号、相楽郡広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

どうぞ、木村代表理事。

木村代表理事　　それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成26年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

現行の議員報酬につきましては、月割りとなっておりますが、各市町村における支給方法は日割りとされておりますことから、議員報酬の離就任に係る端数処理の方法を日割りに変更するため、この条例を提案するものでございます。

なお、内容につきましては、新旧対照表で説明をいたします。

改正前の第2条第1項では、日割りの規定となっておりますものを、改正後の第2条

だ2項に、「新たにその職についたときは、その日から退職等によりまして、議長、副議長及び議員でなくなったときは、その日までそれぞれ支給する」というものでございます。

また、改正後、第2条第3項には、1円未満の端数処理を規定しているものでございます。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の議員は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号、相楽郡広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成26年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

現行の特別職の報酬につきましては、月割りとなっておりますが、各市町村における支給方法は日割りとされておりますことから、特別職の報酬の離就任に係る端数処理の

方法を日割りに変更するため、この条例を提案するものでございます。

なお、内容につきましては、新旧対照表で説明をいたします。

改正前の第2条第1項では、月割りの規定となっておりますものを、改正後の第2条第2項に、「新たにその職についたときは、その日から退職等によりまして特別職の職員でなくなったときは、その日までそれぞれ支給する」とするものでございます。

また、改正後、第2条第3項には、1円未満の端数処理を規定しているものでございます。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、お諮りします。

議案第2号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の議員は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件について。

平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めま

す。

平成26年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計の補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ739万1,000円を減額し、補正後の総額を5億4,860万9,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入につきましては、分担金は918万6,000円の減、負担金は182万3,000円の減、手数料で2万1,000円の減、府補助金で307万6,000円の増、繰越金は56万3,000円の増となっております。

次に、歳出では、保健衛生費で381万4,000円の減、し尿収集運搬業務委託料182万3,000円の減、し尿処理手数料還付金87万1,000円の減など、清掃費で285万1,000円の減であります。商工費では、京都府消費者行政活性化事業費補助金の確定による財源更正が主なものでございます。

以上、平成25年度一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、事務局から補足説明をさせますけれども、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 提案説明が終わりましたけれども、補足説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

福田事務局長 事務局長でございます。それでは、議案第3号、平成25年度相楽郡広域事務組一般会計補正予算(第1号)につきましては、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に年度末での精算に伴います各科目での更生を行うものでございます。それでは歳入から説明申し上げますので、補正予算書4ページをお開き願います。

まず、第1款分担金及び負担金、第1項第1目分担金につきましては、総額で918万6,000円を減額するものでございます。その内訳につきましては、右側の説明欄に記載のとおりでございます。これらは、分担金条例での基礎数値を可能な限り直近のものを使うということにしておりますことから、当初予算の段階では仮の数値で算定したものを、今回、条例に基づき置きかえるものでございます。今回の補正で本来の基礎数値に置きかえ算定し直したものが、こちらの内容になるものでございます。さらに歳出の不用額などによります全体経費額の変動にあわせまして、分担金の算定替えを行ったものでございます。

次に、第2項第1目負担金でございますが、下水道等の進捗によるし尿搬入量の減少に伴いまして、不用額見込み分としまして165.8キロリットル分、182万3,000円を減額するものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目衛生手数料でございますが、浄化槽汚泥の搬入量も下水道の進捗などによりまして減少傾向で、当初より10キロリ

ットル、台数で6台分減少となる見込みで、2万1,000円を減額するものでございます。

次に、第3款府支出金、第1項第1目府補助金でございますが、先ほどもありましたように、消費生活センターの運営に係ります京都府消費者行政活性化事業補助金につきましては、当初補助対象経費の2分の1で予算計上しておりましたが、このほど10分の10の交付決定がありましたので、307万6,000円を増額するものでございます。

次に、第4款第1項第1目繰越金でございますが、前年度決算によります繰越金の残額56万3,000円の増でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。こちらのほうからは歳出でございます。

第3款衛生費、第1項保健衛生費、第1目休日応急診療費で381万4,000円を減額するものでございます。その内訳といたしましては、後ほど議案第4号の特別会計補正予算におきましても説明を申し上げますが、休日応急診療所の運営に係ります直接経費分といたしまして、前年度繰越金のうち休日応急診療所分といたしまして185万6,000円、歳出での不用額などによります経費分で195万8,000円、合わせまして381万4,000円を減額するものでございます。

次に、第2項清掃費につきましては、各種業務の入札執行残を精査をいたしまして、不用額として減額するものでございます。特に、し尿収集量の減少によりまして、第2目し尿処理費、第13節委託料のうち、し尿収集運搬委託料といたしまして182万3,000円の減、第23節償還金利子及び割引料といたしまして、し尿処理手数料、組合発行券分の還付金といたしまして、87万1,000円を減額するものでございます。

次に、第4款第1項商工費、第1目商工総務費につきましては、先の歳入の府支出金で説明を申し上げました京都府消費者行政活性化事業補助金の増額に伴います財源更正を行うものでございます。

最後に第6款予備費でございますが、72万6,000円を減額し、その他の不用額と合わせまして分担金の精算を行うものでございます。

なお、次の8ページには今回の分担金算出表を添付しておりまして、この右側から2つ目の分担金補正額を各市町村の分担金割合によりまして、それぞれ算出をしております。それが9ページの分担金精算一覧表という形でお示しをさせていただいておりますが、市町村ごとの精算額の内訳でございますが、市町村ごとの精算額につきましては右の合計欄の網かけの部分、これが精算額という形になるものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

呉羽議員、どうぞ。

呉羽議員 はい、1点だけ確認させてください。先ほど御説明があった京都府の消費者行政活性化事業費補助金ということで満額ということで決定されましたので、一般財源からの持ち出しがなくなりましたよという御説明だったわけですが、2分の1だったものですね。今後もやっぱりこれはずっとそういう形で続いていってほしいとは思っているんですけども、当初予算案を見るとそうになっていないんですけども、そこら辺は今の段階ではどんなふうな感じなんですか。

議長 代表理事、どうぞ。

木村代表理事 今おっしゃることにつきましては、来年度以降も継続して補助金をお願いしたいという要望はしておりますけれども、国の消費者行政の絡みもありまして、毎年保証するというところは今のところ確約はできないけれども、精いっぱい努力しますということを聞いております。

以上でございます。

議長 どうぞ、呉羽議員。

呉羽議員 わかりました。件数もふえている状況もあるし、またいろんな意味での深刻な状況もあるわけですので、積極的に要望を続けていってほしいなという思いで聞かせていただきました。結構です。

議長 ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、お諮りします。

議案第3号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）を別添のとおり定めます。

平成26年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。今回の特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万6,000円を減額し、補正後の総額を1,759万4,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず、歳入では休日応急診療所収入で381万4,000円を減額し、繰越金で210万8,000円の増とするものでございます。

次に、歳出では、振興費で25万2,000円の増、衛生費で195万8,000円の減とするものでございます。

以上、平成25年度特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。提案説明とさせていただきます。なお、事務局より補足説明をさせます。御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 補足説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

福田事務局長 それでは、議案第4号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

まず、歳入から説明を申し上げますので、補正予算表4ページをお開き願います。第2款休日応急診療所収入、第2項繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、先ほどの一般会計補正予算でも御説明を申し上げますとおり、休日応急診療所運営に係ります直接経費分を減額するものでございます。

第3款、第1項、第1目繰越金でございます。前年度決算によります繰越金の残額210万8,000円の増でございます。なお、その内訳は、説明欄に記載しておりますとおり、振興費分で56万2,000円、休日応急診療費分で185万6,000円となるものでございます。

続きまして、5ページからの歳出でございます。第1款第1項振興費、第1目振興総務費につきましては、第3目振興費予備費の全額を減額し、歳入での繰越金補正額と合わせまして、25節の積立金239万4,000円をふるさと市町村圏振興事業基金に積み立てるものでございます。

第2款、第1項衛生費、第1目休日応急診療費で、170万円を減額するものでございますが、特に医師、薬剤師、及び看護師などの人件費の積算に当たりましては、時間

外勤務相当分として年間の診療分の半分について、時間外勤務を想定し予算計上しておりましたが、今年度の実績等から見まして時間外勤務がございませんでしたので、その分を減額するものであります。

第2目休日応急診療所予備費につきましては、25万8,000円を減額するものであります。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、曾我議員どうぞ。

曾我議員 インフルエンザの発症なんかでだんだん利用者がふえてきているというのですが、京都山城総合医療センターの日曜日のその受診と、ここで受けてももう一回また医療機関に行かなあかんということで、なかなかこう、その違いがわからない方がたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、もうちょっとPRが必要なのではないのかなというふうに思っておりますが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

議長 啓発活動はどうするんだという、ということですね。

はい、事務局長どうぞ。

福田事務局長 お答えさせていただきます。先の定例会でも同じような御質問をいただいております。後ほど、平成26年度の当初予算の提案をさせていただきますけれども、休日応急診療所は軌道に乗ったとは言いつつ、まだまだPR不足のことはあるというふうに認識をしております。昨年度、平成25年度におきましても、ポケットティッシュをつくって消防署とタイアップしてPRをさせていただいたことも報告させていただきましたが、平成26年度の運営に当たりましても、京都山城総合医療センター、また構成市町村との意見交換をさせていただいて、より住民の方にわかりやすい仕組み、また、私ども一次の休日応急診療を担っておるわけですが、その辺の役割をきちり果たすためにも関係機関であります医師会や薬剤師会との協議も、もちろん進めていきたいと思っておりますし、運営委員会でもそれは議題を挙げまして私どもの役割を果たしていきたいと、このように考えておりますので、引き続き構成市町村、また関係します関係機関と連携をとってまいりたいと思っております。

議長 よろしいですか。

曾我議員、どうぞ。

曾我議員 できましたら、各市町村の窓口でもこんなふうな利点がありますとか、こんなふうに行かずに行けますとか、そんなPRも必要ではないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長　　ほかにございせんか。

呉羽議員、どうぞ。

呉羽議員　　ちょっと教えてほしいんです。5ページのところで、先ほど御説明いただいた積立金が239万4,000円という数字が上がっています。これは前年度繰越金プラス補正前の額を足したものをというふうに御説明いただいたわけですが、私が常々、自分の市議会でも確認している関係で剰余金の扱いというのが地方財政法の扱いの中で、例えば前年度に繰り越した金額の2分の1を超えない範囲で剰余金は基金に積み立てをする、もしくは返還をするというようなのが地方財政法の7条にあるんですね。それを見ると、2分の1を超えない範囲ということになっているにもかかわらず、これは前年度の予算をそのまま繰り越したものをプラスアルファして基金に積み上げているという形が見えましたので、そこら辺が地財法との関係でどうなんだろうということが、ちょっとわからないというか疑問に思っているのを聞かせていただきかったです。

そういう形で、特別会計の中に入れていって、基金をどんどん積み上げていくというのか、本来なら半分にして足りない分はきちりと違う形で処理していくものやというふうに思うんで、そこら辺の関係性が適切なのかどうかを教えてほしいというのが、質問の趣旨です。

議長　　会計管理者。

安岡会計管理者　　ただいまの基金の剰余金の取り扱いでございますけれども、地方財政法の規定につきましては、普通地方公共団体におきます一般会計での対応、これが大原則となっております。本組合におきましては特別地方公共団体ということもございますし、また、今回のこの会計処理がふるさと市町村圏の事業だけに限定された特別会計であると。また、その基金そのものがふるさと市町村圏の振興事業だけに用途が限定された基金であるということから、一般的な基金への編入にはなじまないものであるということが会計の設置当初から確認されておりましたので、このような取り扱いになったわけでございます。

この基金の扱いにつきましては、続く平成26年度の当初予算におきましても、附属資料の中でも書いてございますように、今後の振興事業のあり方につきまして、十分考えていく必要があるというふうに考えてございますので、むやみやたらに経費を使うのではなく、一旦、基金のほうに積み戻しておこうという考え方で補正を計上させていただいた次第でございます。

以上です。

議長　　ほかにございせんか。

なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、お諮りします。

議案第4号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり賛成の議員は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件について。

平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

平成26年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案を申し上げます。平成26年一般会計予算の編成に当たりまして、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めたものの、4月からの消費税率の改正等に伴い、し尿処理分担金で増となりました。

また、各市町村の衛生、消費生活、医療、財政担当課長会議、さらには全体を統括し調整するために、企画担当課長による広域圏幹事会をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で、理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

平成26年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,500万円といたしております。前年度と比較では、平成10年度借入分の公債費が償還済みとなったこともありまして、8,100万円、14.6%の大幅な減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。分担金及び負担金4億5,471万円で、歳入総額の約96%を占めております。その内容としましては、分担金は3億7,221万円、負担金は8,250万円であります。

一方、使用料及び手数料は1,665万3,000円で、歳入総額の約3.5%を占めております。

次に、歳出につきましては、議会費は4 2 万 5 , 0 0 0 円、総務費は3 , 3 4 6 万 1 , 0 0 0 円、衛生費は3 億 4 0 5 万 7 , 0 0 0 円、商工費は7 6 7 万 2 , 0 0 0 円、公債費は1 億 2 , 7 9 6 万円、予備費は1 4 2 万 2 , 0 0 0 円をそれぞれ計上いたしております。そのうち、衛生費及び公債費で、予算総額全体の9 1 %を占めております。

以上、平成2 6 年度一般会計予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。なお、事務局より補足説明をさせます。

御審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 補足説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

福田事務局長 事務局長でございます。それでは、議案第5号、平成2 6 年度相楽郡広域事務組一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や、特に重要な点などを中心に補足説明を申し上げます。まず、歳入から申し上げますので、平成2 6 年度一般会計予算書の4 ページをお開き願います。

最初に第1 款分担金及び負担金、第1 項分担金でございます。分担金総額では前年度と比較いたしまして、7 , 4 4 0 万 1 , 0 0 0 円の減少となっております。その主な内容は、第2 節の処理場更新公債費分担金で、平成1 0 年度借入分が平成2 5 年度をもって償還完了いたしましたため、7 , 9 5 2 万 8 , 0 0 0 円の減となったものでございます。なお、市町村ごとの分担金額につきましては、平成2 6 年度予算附属資料の3 ページから1 1 ページに算出資料はつけておりますので、後ほど参考にござんたいと思います。

次に、第2 項負担金につきまして、各市町村からの搬入されました尿の量に応じました各市町村からの負担金でございますが、下水道の普及等に伴います搬入量の減少に伴いまして、前年度より6 2 2 万 4 , 0 0 0 円の減少でございます。

次に、第2 款使用料及び手数料に入りまして、第1 項使用料でございますが、御承知のとおり、消費生活センターや休日応急診療所の開設に伴いまして、相楽会館の貸室の部屋が2 階の大ホールのみとなりましたことから、前年度実績から2 0 万円と見込んでおるところでございます。

5 ページに移りまして、第2 項手数料でございますが、平成2 6 年度は許可業者の2 年ごとの更新に当たりますことから、説明欄記載のとおり浄化槽と一般廃棄物処理業の許可手数料としまして、それぞれ7 万円を見込んでおります。

次に、第3 款府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します補助金でございますが、当初の計画では平成2 5 年度同様、補助事業費の2 分の1 の3 4 3 万 6 , 0 0 0 円を見込んでおりまして、先ほども御質問がありましたとおり、先の補正予算同様、補助金の京都府の確定がございました後、財源更正を、今後行う予定ということで

ございます。

次に、第4款繰越金、6ページの第5款諸収入につきましては、前年度と同様でございまして、以上、歳入の合計で4億7,500万円となるものでございます。

続きまして、7ページから歳出でございます。

まず、第1款議会費でございますが、前年度と同じ内容でございます。

次に、8ページに移っていただきまして、第2款総務費の第1項総務管理費でございますが、まず最初の第1目理事会費につきましては、理事会運営に係る経費でございます。

次の第2目一般管理費でございますが、事務局職員の人件費で、定期昇給などによりまして予算額が増加しております。

次に、9ページに移っていただきまして、第3目相楽会館費につきましては、会館の維持管理費でございます。前年度は2階の大ホールの排煙装置の設置などの工事としまして244万4,000円を計上しておりましたが、今年度は、以前より利用者から要望のございましたトイレの洋式化、これは使用頻度の高い1階部分のみでございますけれども、第15節の工事請負としまして138万3,000円を計上いたしており、前年度より100万7,000円の減額となったものでございます。

次の第4目公平委員会費につきましては、前年度と同じ内容でございます。

次に、10ページに移っていただきまして、第2項監査委員費につきましても前年度と同じ内容でございます。

続きまして、11ページに移っていただきまして、第3款衛生費の第1項保健衛生費、第1目休日診療費でございますが、本来、一般会計で経理すべき経費を特別会計に移しておりますことから、特別会計への診療所事業の収支不足1,170万5,000円を一般会計から繰り出すものとしております。

12ページに移っていただきまして、次に第2項清掃費でございますが、清掃総務費の予算科目を廃止いたしまして、第1目し尿処理費という形で一本化をいたしました。近年でのし尿処理量の減少傾向に伴います関係経費の減額が続いておりますが、4月からの消費税率改正に伴いまして、し尿収集運搬業務委託料は、先ほどの説明にもありましたように、据え置きをさせていただくものの、大谷処理場運転維持管理業務委託料では、消費税増税分で約527万円の増となりまして、前年度より214万円の増額で計上をいたしておるところでございます。

なお、先ほどの行政報告で申し上げました大谷処理場からの放流水の異常の対応につきましては、毎年度の運転維持管理委託料の中で機器や設備の点検補修などの経費を、優先順位を勘案しながら適正に計上をしておりますので、今回のような事故が再発しないよう計上いたしました委託料の中で、法令に基づきます適正な管理を行ってまいり所

存であります。

また、今年度は3年ごとに実施の精密機能検査の実施と合わせまして、老朽化が進む施設の整備構想の策定に係ります委託料といたしまして432万2,000円を新規計上させていただいております。

次に、13ページに移っていただきまして、第4款商工費につきましては、消費生活センターのPRのための啓発資材などで前年度より増額となっております。

続きまして、14ページに移っていただきまして、第5款公債費でございますけれども、先にも申し上げましたとおり、平成10年度借入が償還をいたしましたため、大幅な減額となったものでございます。

最後に、15ページの第6款予備費を踏まえまして、以上の歳出合計で4億7,500万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。なお、このほかの関係いたします内容を予算附属資料並びに資料集といたしまして別にお配りをいたしておりますので、必要に応じましてごらんをいただきますようお願いいたします。特に、予算附属資料の中では、今年度初めての取り組みといたしまして、歳出予算の事業施策の内容を各事業の概況説明として、試験的に作成をいたしました。これは当組合も地方公共団体の一員でありますことから、当組合活動の説明責任を果たしていく一環といたしまして、行政評価を行い、今後の事務改善につなげてまいりたいとともに、予算の内容をよりわかりやすく見ていただく資料とするものでございますので、参考にござんいただきたいというように思っております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日お手元のほうに正誤表という形で入れさせていただいております。大変失礼をいたしました。訂正をよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、曾我委員、どうぞ。

曾我議員 12ページの関係です。行政報告の中で質問ができなかったのが、ここで質問させていただきたいというふうに思うわけですが、機械もそんな事故が起こらないようにずっと更新していいものにしていくという御説明がありましたけど、機械だけではなくて、私は人的なことが重要な時代なんじゃないのかなというふうに思います。休日、1日2回の巡回という説明もいただいたわけですが、たしか私の記憶では、今じゃない前の業者さんだったら休日も誰かが出勤していて、もっと体制も9時から5時で

はなかったというふうに思っているんですね。そういうことからいうと、やはり、機械化だけに頼るのではなくて、やっぱり誰か人の配置が要るんじゃないのかという気がしています。その辺の議論はどんなふうになっているのか。今回の予算書を見て、そのことが別に含まれているというふうにも思わないんですけども、どんなふうを考えているのか、御説明願いたいというふうに思います。

議長 福田事務局長。

福田事務局長 曾我議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変、今回の事例につきましても、事務局としまして、申し訳なく思っております。大谷処理場の維持管理につきましては、包括的な委託ということでして、丸9年、平成26年度で10年目ということで予定をしておりますけれども、こういったような事象が、放流水の悪化というのが前回の議会に引き続き起こっているわけで、平成26年度の委託内容につきましても、内容を精査する必要があるなというふうに思っております。

御指摘のとおり、維持管理におきましては委託契約の仕様書の中では運転、仕様の運転の部分につきましては24時間運転をさせておるところでございますが、ただし、先ほどの説明のとおり、各市町村の下水道等によりまして、処理量がかなり減ってきております。そういうことから、業者のほうの采配、裁量によって、休日、土日を休むとか、そういったところは従来は、業者のほうの配慮の中でやっていたのが現状でございます。今回の、先ほどの行政報告の中では、1月の三連休のときに異常が起こったということで、そのときにも、実は技術管理者の方が1人出勤をしまして、異常があったということで自動運転から手動運転に切りかえたということを、私どもは聞き取りで確認をしているところであります。

そういう意味からは、やはり、きちり放流量を守るという契約になってございませぬし、放流水準を守っているかどうかの管理監督事務というのが我々にあるわけですので、今後このようなことがないようにやってはいきたいと思っておりますし、来年の契約に向けて、先ほどの理事会でも確認をしていただきましたけれども、きちりお互いのルール、責任の所在をはっきりしていきたいと、このような改善をやっていきたい、このように考えているところでございます。

議長 曾我議員、どうぞ。

曾我議員 おっしゃることはわかるんですけどね、やっぱり人を育てていこうと思うとお金も発生するでしょうけれども、やっぱりそういう手だてが必要なところに来ていませんかというのが私の質問で、今のは少し議論が違うわけですが、その辺は理事者としてどんなふうにお考えでしょうね。

議長 木村代表理事。

木村代表理事　　当然、我々としてはあってはならんという、契約内容を厳しく履行してもらおうというのは当然であります。その思いで次年度の契約を結んでいく、調整をしたいと思います。

議長　　ほかに、よろしいですか。

呉羽議員、どうぞ。

呉羽議員　　今の関連で引き続きちょっと聞かせていただきたいんですけども。その資料集の中に、業務に要する資格というところで、これこれの資格を持っている人が8件ほど挙がっているわけですけども、これこれの資格を持っている人が配置されることということが多分、条件にはなっているはずだというふうに見えるんですけどね。それからしたら、7人という人件費が積算されていて、その7人が1つずつの資格を持つてはるのか、重複して持っているのか、それとも、重要な、例えばこの酸素欠乏危険作業主任者みたいなところというのは、ある程度、複数の人の資格者が必要ではないかなというふうに思うわけですけども、そこら辺、やはり9年にわたって毎年委託をされている状態があって、合特法の関係と言われてもいつまでも合特法じゃないでしょという流れもあるわけで、きちんと見直し、業者をかえろと言うてはいるわけではないですよ。でもこういう形で前回もあり、今回もということである以上、やっぱりきちんと伝えていただいているというふうに聞きましたけれども、あってはいけないことだなというふうに思いますので、そこら辺、何か例えば、職員側のチェックがなかなか行き届かない部分も、専門的なのであるというふうにも思いますので、そこら辺も含めてきっちりとしてもらわんと、契約も含めてちょっと物を言いたいなという気がするので、再度、きっちりとしていただきたいというのが1点です。

議長　　質問ですか。

呉羽議員　　質問です。質問やけども、でも同じような形で前回の議事録の中で、やっぱり平成26年度の契約に当たっては、今までと同じような形でない話もしていきますよというのが会議録の中に見えますので、そこら辺も視野に入れながらきっちりとお互いの立場を守るためにも調整していただきたい。そういう姿勢をお持ちですかということを確認したいというのでお願いします。回答をお願いします。

それと、人件費の積算のところ、先ほど事前に担当の方には聞かせていただきました。人件費の積算結果で、今年度は人件費が今までとは下がっているんだよと。人数は7人やけど人件費の積算の仕方がちょっと今まで見落としている部分があるので、積算を変えたと。その関係で調整しながら業務管理ですかね、一般管理費のほうの率を上げたので、全体としてはそんなに減の感じが大きくは捉えられないんですけどもということ聞かせていただきましたので、そこら辺も含めてきっちり積算をしていただいているのかどうかを、再度、確認をさせていただきます。

それと、ほかのところも言わなあかんねんね。休日のところで、先ほど言っていたきましたけれども、私が気になるのは、それぞれの、この22ページで診療所のさらなる住民周知を関係機関と連携しながら進める必要があるというふうに特記事項で書いていただいているんですね。書いていただいているんやけど、具体的にじゃあどうなのかというのは、先ほども曽我議員からありましたが、各市町村のホームページを見せていただくと、ホームページ上で休日診療をきっちりとPRできているところというのは、全てではないんですよね。相楽休日応急診療所ですか、休日診療所をぱっと検索できればいいけれども、そうじゃなくて木津川市とかを検索した場合に、やっぱり休日診療というところにすっといけるような形でホームページを、各市町村のホームページ上を工夫してもらいたいなというのを見てきました。やっぱりできているところと全く1面がないところとありますので、そこら辺は今年度、平成26年度に向けてそういうことをする予定があるのかどうかを、つもりがあるのかどうかを確認しておきたいというのが、この件の2点目です。

ちょっと思い出さないの、とりあえずその2点を聞かせてください。

議長 はい、福田事務局長、どうぞ。

福田事務局長 事務局長です。呉羽議員から2点御質問がございました。1点目につきましては、今後の契約ということになりますけれども、毎年毎年の随意契約で委託契約という形の方式で中間処理施設の維持管理を委託しているわけですがけれども、私どもももちろん地元業者さんでこういったような仕様書の中に、仕様書を抜粋したのがこの資料集の1ページの比較のところなんですけれども、7人の職員さんがそれぞれ資格を全て持たれているということではなくて、やはり総括責任者なり、技術管理者である主任技術長、このあたりの方が複数資格を持たれている場合、全く資格を持たれていない方、これからここで勤めてから資格をとりに行ってもらおうようお願いをしているような現状があります。

そういったことで、この私どもの仕様書でうたっています、番から番、主には番までですけれども、ここが全て有資格者は存在するというのはまず間違いありません。しかし、持っているからといって、きっちり維持管理ができるのかどうか、今すぐ、例えば運転免許を取って車を運転できるのかというのと同じだと思いますし、やっぱり経験、また過去からのそういう引き継ぎ、それと毎日毎日の運転の職員間のコミュニケーションやそういった異常箇所なんかを常日ごろから共有するというような、そういった維持管理が常日ごろからなされているかどうか、こういうところは十分チェックが及んでいないところもありますので、委託というような中ではなかなか踏み込んで、我々が委託会社の会議に入り込んで指導するというところまではできませんが、少なくともこういった有資格者を置き、それから、事故がないように仕様書の基準はきっちり守って

委託をしてもらうというのは大前提だと思います。

今回こういった形で繰り返しを行いましたので、繰り返しにはなりますが理事会でも確認しておりますけども、今後研究していきたいなということは、やはり委託契約条項が守られなかった、このことについて、どう委託する側が受託者に対してペナルティーをかけていくかというところは大変難しい問題でありまして、本当に機械自体がどこまで傷んでいるのか、それをどんなふうに日ごろからメンテナンスをしているのかというところ。それと、やはり1年1年の契約でありまして、毎年9年続いてきたわけですから、なかなかそういったような先を見越しての維持補修ができないとか、人の配置が長期間にわたって雇用できないとかというような受託者側の問題も聞いております。

今後検討・研究していきたいという内容につきましては、奈良県等でもなされています、全国的にもたくさんやられていますけれども、長期包括契約といいまして、一定期間、5年ないし10年をその企業にお任せをして、その企業のノウハウで長いスパンで経費節減なり、また、民間能力を十分発揮できるような施設運営をしてもらうという方法もあるようでございますし、もっと言えば、委託契約の中で、契約で定められた要求水準を満たしていないと判断した場合は、一定の猶予期間は設けますけれども、委託料を返還するなり、そういったようなことまで言及していく委託仕様書も、私は把握しておりますので、先ほど代表理事にもありましたように、そういったような仕様書、また委託契約の中身につきましても、十分精査をして取り組んでまいりたいと思いますので、今回、事務局にしましてもおわびを申し上げたいし、こういうことがないように十分、監視監督もやっていきたいと思っております。それが1点目でございます。

2点目の休日応急診療所の関係につきましては、もちろん5市町村のホームページ、広報でお知らせ、PRはさせていただいておりますが、また十分ではないというふうに思っております。あわせて、年末年始の診療体制につきましても、京都山城総合医療センターの情報もきちり書かれている市町村もあれば、書かれていない市町村もあつたりというのも把握しておりますので、やはり、住民にわかりやすい広報、また、こういった症状では休日診療所です、こういった症状は京都山城総合医療センターですよというようなわかりやすいような広報の仕方も必要であります。

ただ、医師会との協議の中では、今、内科・小児科の看板をあげて診察するというのが基本です。外科、整形、耳鼻科とか眼科、これはちょっと診られないんですけども、先生によっては内科のドクターでも10歳以上とか、10歳未満は診られないとか3歳以上とかというのがありまして、やはり今後、医師会との協議になりますけれども、やはり内科、小児科は全て休日応急診療所でまず診て、それから二次医療のほうへ紹介、診てもらおうというような流れが本来であればしていきたい、できたら、例えばお子さんの風邪とかそういった急病を、休日診療所で診てあげたいと、診なければならぬと思

っているんです。そのためのPRを、子供さんが集まるような保育園や幼稚園などにPRをしていきたいのですが、内科の先生で小児科は断られてしまいますと、来てください、診察に来てくださいねとPRに行ったけれども断られたということにもなりかねませんので、そこらあたりはかなり、電話をかけていただいて、その日のドクターの診察の範囲を確認していただいて、京都山城総合医療センターを御紹介したり、ほかの病院を紹介したり、また、私どもに来ていただいたりというやり方を、今現状しておりますので、そういった課題はありますので、そのあたりの協議は先ほど申しましたように関係機関と十分協議をやっていきたいと、このように思っております。それがやはり課題として私どもが思っている内容でございます。

以上でございます。

議長 はい、呉羽議員どうぞ。

呉羽議員 1点目については、契約も含めてそういうきちんと対応していきたいという思いは伝わったわけですが、委託者として、委託をしている立場としてきちんとチェックもしていく。それがどういう形でできるかどうかは別としても、やっぱり当然していかなあかんと思いますし、いろんな報告書を出していただいておりますので、議員にとってもすぐわかりやすい部分もありますけれども、やはり専門的な部分がたくさんあるので、その中でしたら職員の方も包括で5年も10年もとなると、余計にそのノウハウもない状態になっていくので、余り長期にすることがいいというわけではないんですね。特にごみ焼却場であるとか、こういうし尿の施設というのはね。そこら辺も含めてチェック体制はきちりとはしていただきたいですけれども、あくまでも余り長期の包括というのは疑問だなという思いも感じますので、そこはちょっとお伝えてしておきます。

あと、その経年維持の点検の補修費ということで5,000万円ほど上がっている関係で、その前に職員さんレベルでつくられた検討結果を説明いただきましたが、非常によう頑張ってくれているなという気はするんですね。これをある一定、コンサルに委託をして、金額等々を含めて長期な計画策定にしているのが12ページのこの432万円という金額かというふうに思いますけれども、あくまでも第三者機関として委託をして、3年間の建物のことと今後の長期のことを見てもらうということだと思んですけど、それは信頼のおけるコンサルということでいいですよ。に、委託をするつもりということで、いいですよ。ここまで報告がなされているので、その数字が妥当かどうかというあたりをきちりと見ていただくつもりの費用かなというふうに見てとれるんで、その確認をしておきたいと思います。

議長 質問の途中ですが、ここで3時35分まで休憩します。

(休憩)



きておるんですけども、どこのコンサルでもできることはできるんですが、今回はやはり、機能検査だけではなく、施設整備構想策定業務まで入っておりますので、やはりそういったような業者の見きわめもしていく必要があるなというように思っておりますので、この辺の業者指名に当たりまして、十分理事会でも検討していただきまして、進めていきたい、このように考えているところでございます。以上です。

議長 はい、呉羽議員どうぞ。

呉羽議員 平成26年度中にコンサルに委託して、この施設整備構想策定の方向づけを平成26年度中に出してもらって、そういうことを確認しておきたいなというふうに思います。だから方向性は平成26年度中に出ると思っていいですか。その上で、やはり今の職員さんがされた1案と2案が丸ということですので、そうすると、このどちらかに沿って方向づけが出されていくだろうと。そうなったときに、さっきに戻りますけれども、管理委託の今後のあり方について、人数も含めてかわってくる話になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺がそんなことも含めてきちりとされていってほしいし、そういう意味でのチェックというのは厳しく、議会もそうですけれども、してもらいたいという、そんな思いで聞かせていただきましたので、平成26年度中にその方向づけが出てくるというところを確認しておきたいというふうに思います。

議長 事務局長、どうぞ。

福田事務局長 再度、お答えさせていただきます。機能検査並びに施設整備構想は平成26年度にやり切ります。ちょっと参考までに資料集の14ページをお開き願いたいと思います。資料集の14ページのほうに、あくまでも案ではございますが、今後の基幹的設備の改良事業の予定というものを示させていただいております。平成26年度で機能検査と整備基本構想を含めます平成26年度当初予算を可決していただきました後、早い時期に入札等の手続をとりまして、このような業務を平成26年度中にやっていたいと思います。

今後の予定ですが、先ほどの説明もしましたが、国の循環型の交付金、CO<sup>2</sup>削減等のそういったことも可能ではありますので、この施設で可能ではありますので、そういったところを、国の交付金をもらったような施設整備をしようということになりますと、循環型社会形成推進地域計画の策定なり、長寿命化計画の策定、これは国で定められたものであります。こういったところをしていかなければならないので、その前段階として平成27年度には約10年ぐらいの、先10年ぐらいの生活排水の見込み、これらもやっぱり立てていかなければならないというように考えておりますし、このような、今後、計画をつくって工事着工に向けて具体的なスケジュールも平成26年度中に抑えていきたい、確認していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、お諮りします。

議案第5号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。

平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めま

す。

平成26年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。平成26年度、特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,770万円といたしております。前年度比較では、160万円、8.3%の減となっております。歳入歳出予算の主な内容につきまして申し上げます。

まず、歳入では、財産収入は235万2,000円、休日応急診療所収入は1,534万5,000円、繰越金が1,000円、諸収入は2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出でございます。平成26年度におきましては、衛生費で休日応急診療所の運営経費1,534万5,000円を計上しております。

また、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、事業の見直しを図り、観光パンフレット、相楽逍遥記の増刷と本組合の情報を積極的に発信するため、ホームページ管理

運営の2事業を継続しており、さらには余剰分をふるさと市町村圏基金に積み立てるものがございます。これらの事業を推進するための振興費は、235万5,000円を計上しております。

以上、平成26年度特別会計予算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。なお、事務局より補足説明をさせます。御審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 補足説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

福田事務局長 それでは、議案第6号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

それでは予算書4ページ、まず歳入から説明を申し上げます。

最初の第1款財産収入につきましては、前年度と同じ内容でございます。京都銀行木津支店の定期預金で、0.48%、これは中間利払い70%ということで運用してございます。

次の第2款休日応急診療所諸収入、第1項、診療収入につきましては、前年度と同じ内容でございます。診療所運営も1日8人、1人6,500円の7休日間と見込みまして、364万円の計上と、第2項一般会計繰入金につきましては、先の一般会計での説明のとおり1,170万5,000円の計上でございます。

5ページに移りまして、第3款繰越金につきましては、1,000円の計上を、次の第4款諸収入につきましては前年度と同じ内容でございます。

以上の歳入合計で1,770万円となるものでございます。

続きまして、6ページからの歳出でございます。

第1款振興費につきましては、ホームページ管理運営と平成21年度、平成23年度に作成をいたしました相楽逍遥記を時点修正の上、増刷をいたしまして、圏域のPRに活用させていただくための経費を計上いたしております。

また、基金運用益の残額を、今後の事業充当等に備えまして基金積み立てとしております。

次に7ページに移っていただきまして、第2款衛生費、第1項衛生費、第1目休日応急診療費でございます。昨年度との変更といたしましては、賃金、報償費、医療事務委託料を前年度の実績見込みで計上をいたしてありまして、医師、薬剤師、また看護師などの人件費を中心に129万1,000円を減額して計上いたしました。以上が、歳出の合計で1,770万円となるものでございます。

以上が歳入歳出予算での概要でございます。

以上で、議案第6号、の補足説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよ

ろしくお願い申し上げます。

議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

曾我議員、どうぞ。

曾我議員 事業費の関係でお尋ねをしたいと思います。資料に付けてくださったこのプリントですけれども、独自で、補助金がなくなったので独自でというかなりの努力をしていただいているわけですが、どうして20回目でなくなったのかの議論を私は知らないわけですが、どんな議論があってなくなったのか。今、パンフレットやホームページというの、ある団体にはあるというふうに思いますが、やっぱり人を育てていくというのは大事な時代になってきているのではないのかなというふうに思いますので、こういうところに補助金を出すというようなことも、同じところに出すのは問題でしょうけれども、違う形で出すということが重要ではないのかというふうに思いますので、その辺の経緯と今後の方向について教えていただきたいと思います。

議長 代表理事、どうぞ。

木村代表理事 当然、補助を出していた団体もあったわけでありましてけれども、一定の期限を経て、みずからのお金を負担もして、そしてやってもらおうと。それまでの間は精いっぱい事務的にも、あるいは費用の負担等についても応援をするということでもやってきたわけでありまして。それもいろいろ、管内の文化を創るいろんな団体もあるわけでありまして、市町村の行政にとっても、財政が非常に厳しいということもありまして、現在こういう状況にあるわけですが、おっしゃることについては、私も出したいけれども現実には非常に厳しいということもありますので、御理解をいただいたらと、このように思います。

議長 曾我議員、どうぞ。

曾我議員 同じ団体に出し続けるというのは、いろいろ批判も問題もあるというふうに思うんですけどね。例えば今年こんなふうなことをしたいから、今京都府が地域力再生補助事業も出しておりますので、その3分の1自己負担なわけですが、その3分の1の自己負担の分がなかなか集まらなくて、もうけられるような事業ができるわけではありませぬのでね。その分をせめて半分なりなんなり、取ってきたら出してあげるよみたいなことで、ここの広域事務組合の方向に合うものかどうか、とにかく公募してみて、1点か2点か、どこかその団体に出せるような方向だったらいいなというふうに思いますので。やっぱり今からは人を育てていくというのが、私は非常に大事だというふうに思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、お諮りします。

議案第6号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について、  
原案のとおり賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第6号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算  
の件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり慎重な御審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆様のご今後のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。

大変、御苦労さまでございました。

(午後3時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 杉浦 正省

会 議 録 署 名 議 員 大倉 博

〃 前出 茂